

学事第584-2号
令和3年7月30日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス陽性者の急激な増加を受け、令和3年7月30日に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定されました。

私立大学、私立短期大学におかれましては、各学校の実情に応じて引き続き新型コロナウイルス感染症対策を取られるようお願いいたします。

なお、本日開かれた県の新型コロナウイルス対策本部会議で決定した「緊急事態宣言期間における教育関係の対応」と、その決定に基づく県立学校における対応を添付いたしますので、対策の参考にしてください。

担当：総務部学事課 専修各種学校担当
電話：048-830-2562